



新型コロナウイルスに感染したため会社を休む場合、健康保険の傷病手当金は支払われますか？



健康保険に加入されている方であれば傷病手当金が支給されます。

- ・新型コロナウイルスに感染したため会社を休むことが出来なかった期間には、発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間も含まれます。
- ・やむを得ず医療機関を受診できず、医師の意見書がない場合においても、事業主の証明書により、保険者において働けなかったと認められる場合でも傷病手当金は支払われます。
- ・国民健康保険に加入する方は、市町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者に確認してください。
- ・具体的には支給期間、支給額は、新型コロナウイルス治療のために仕事ができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、傷病手当金が支給されます。

※傷病手当金とは：健康保険法等を根拠に、公的医療保険の被保険者が疾病または負傷により業務に就くことが出来ない場合に、療養中の生活保障として行われる給付のことです。



新型コロナウイルスに感染したため会社を休む場合、休業手当は支払われますか？



- ・新型コロナウイルスに感染したため会社の従業員が休業する場合は、休業手当が支払うべき条件である「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられます。従って会社は休業手当を支払う義務はありません。

※休業手当とは：従業員を会社の責任で休ませた場合に、義務として支払わなくてはならない手当のことです。

労働基準法26条において、「労働者を『使用者の責に帰すべき事由』により休業させる場合は、使用者は平均賃金の6割以上を『休業手当』として「支払う義務を負う」と定められています。

- ・要するに、従業員を、会社の責任で休ませた場合に支払い義務が発生するのが「休業手当」です。

例えば、新型コロナの感染者が多数発生し、都道府県が行業員の就業を制限し従業員が会社を休まざるを得なくなった場合には『使用者の責に帰すべき事由』で休業させたことにならないです。

この場合には、休業手当は支払われないこととなります。



労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか？



業務に起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署に相談します。



業務に起因したとの感染経路が判明しない場合、どのように判断するのですか？



感染経路が判明しない場合であっても、感染リスクが高いと考えられる次のような業務に従事していた場合は、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性を判断します。

（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

・上記（例1）の「複数の感染者が確認された労働環境下」とは労災保険給付の請求人を含め、2人以上の感染が確認された場合をいいます。

請求人以外の他の労働者が感染している場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等を想定しています。

・上記（例2）の「顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」は小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等を想定しています。



発熱などがあるため、年次有給休暇を取得して会社を休むことはできますか？



「年次有給休暇」は、原則として労働者が請求したら与えなければならないものですから、理由を問わず取得することは可能です。



アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者も、休業手当の支払いや年次有給休暇の付与の対象となりますか？



労働基準法上の労働者であれば、アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などは休業手当の支払を受けることや年次有給休暇をとることができます。